

令和4年4月1日

株式会社日光商事 行動計画

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画を次の通り策定する

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

2 目標と取組内容

目標 事務所役職者に占める女性の人数を2人以上とする

取組内容

- ◆令和4年4月～ 女性社員の管理職に関する意識を把握するために、アンケート調査を計画し、作成する
- ◆令和4年10月～女性社員にアンケートを実施する
- ◆令和5年4月～ アンケート結果を分析し、女性管理職を増やすために必要な取り組みを検討する
- ◆令和6年4月～ 上記で決まった取り組みを実施する

以上

島本商事株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画を次の通り策定する

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

2 目標と取組内容

目標 事務所役職者に占める女性の人数を3人以上とする

取組内容

- ◆令和4年4月～ 女性社員の管理職に関する意識を把握するために、アンケート調査を計画し、作成する
- ◆令和4年10月～女性社員にアンケートを実施する
- ◆令和5年4月～ アンケート結果を分析し、女性管理職を増やすために必要な取り組みを検討する
- ◆令和6年4月～ 上記で決まった取り組みを実施する

令和4年4月1日

島本商事株式会社 行動計画

社員全員が働きやすい環境をつくることによって、
全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、
次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの1年間

2 内容

目標1 令和5年3月までに、所定外労働を削減するため、
ノー残業デーを設定する。

(対策)

◆令和4年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
プロジェクトチームの設置

◆令和4年10月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施、
管理職に対する研修を年に1回以上実施

以上